

「みかん、やったらええやん」

ある農家の言葉

“奇跡の青みかん”

9月上旬、本州で一番最初に出荷される奇跡の青みかん「超極早生温州みかん」は、御浜町特有の温暖多雨な気候と水はけの良い土壌から生み出される看板商品です。

令和8年度版

三重県御浜町 就農支援制度情報

～新たにみかん作りを始めたい方のために～

御浜町役場 農林水産課



YouTube



<https://mihama-mie-townpromotion.jp/mikan/>

<https://www.youtube.com/@MihamaTown/videos>

お問い合わせ：三重県御浜町役場 農林水産課

住所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1

電話 05979-3-0517 (農林水産課 直通)

FAX 05979-2-3502

mail m-sousui@town.mihama.mie.jp

はじめに

三重県御浜町新規就農支援制度情報をご覧いただきありがとうございます。この資料は、当町で新たに農業に携わっていただく方のために、就農支援制度などをまとめたものです。

御浜町では、役場の農林水産課が窓口となり、みかん作りを始めるにあたっての不安や疑問を解消し、やる気をもってスタートを切るためのお手伝いを、三重県農業改良普及センターや農協などの出荷団体とともに行っていきます。就農後も御浜町で長く農業を続けていただくために、全力でサポートいたします。

Iターンでも、Uターンでも、ご家族でも、おひとりでも、その農地に合った種類のみかんを適量栽培していただくことで、ご自身の生活設計にあった収入確保が可能となります。

研修・就農・農地・住まい・経営等、どんなことでも結構ですのでお気軽にご相談ください。

“みかん、やったらええやん”

町のみんなが、今後の町の将来を担う方々にこの言葉を迷いなく言える。
これが、みかん農家の目指すべき姿です。
現実に向けて、一步ずつ着実に進んでいきます。



《農業研修中にご利用いただける支援》

1. 御浜町みかん講座

【概要】 新規就農者（研修生含む）等の技術取得を確実なものとするため、栽培技術講座を開講しています。

2. 農業版就職支援事業補助金（御浜町独自の支援です）

【概要】 就農への足掛かりとなる研修生の研修期間内の収入を補助します。

【交付額】 30,000円 / 月 × 12か月（1年間限定）

3. 就農準備資金

【概要】 就農に向けて必要な技術などを習得するために研修を受ける方に対し、就農準備資金を交付します。

【対象者】 研修期間中の研修生（就農予定時に49歳以下の方）

- 【要件】
- ① 就農予定時の年齢が49歳以下
 - ② 独立・自営就農、雇用就農もしくは親元就農のいずれかを目指すこと
 - ③ 概ね1年以上、かつ年間1,200時間以上研修すること
 - ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
 - ⑤ 国の他の事業による給付などを受けていないこと
 - ⑥ 原則、前年の世帯（親子及び配偶者）所得が600万円以下であること

【交付額】 165万円 / 年（最長2年間）

《就農後にご利用いただける支援》

※4～6は、研修が終わり就農がスタートする時点でご利用いただけます。

4. 経営開始資金

【概要】 新たに経営を開始する認定新規就農者に対し、資金を交付します。

【対象者】 ●認定新規就農者（独立・自営就農時に49歳以下の方）
●親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した方で就農時49歳以下の方）

【要件】 ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
③ 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
④ 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

【交付額】 165万円 / 年 （最長3年間）



みかん作りには軽トラックと動力噴射器、ローリータンクが必需品です。



動力噴射機を使用して農薬を散布しています。

5. 経営発展支援事業

【概要】 就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する認定新規就農者を支援します。

【対象者】 ●機械・施設や家畜等の導入
●果樹・茶の新植改植
●機械等のリース料

} 等の初期投資的な経費

【要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること
- ② 令和8年度中に、独立・自営就農すること
- ③ 認定新規就農者であること
- ④ 農業経営を継承する場合は、経営開始5年目までに継承する経営を発展させられる計画を立てること
- ⑤ 目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実と見込まれる、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑥ 雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと
- ⑦ 本人負担分（支援金額の1/4）について、融資を受けていること（青年等就農資金を活用可）

【交付額】 上限750万円
※前頁の「4 経営開始資金」の交付対象者は
上限375万円

6. 新規就農者経営強化事業補助金（御浜町独自の支援です）

【概要】 技術の習得や所得の確保のため、農業資材や機械について支援します。

【対象者】 ●サポートリーダー（先輩農業者）の下で1年間研修を受け、50歳以上54歳以下で就農する方
●御浜町に住所を有する方
●経営開始資金の交付を受けたことがない方

【補助対象】 農業経営に必要な機械および資材の経費

【交付額】 経費の 1 / 2 以内 ※上限100万円（最長2年間）

※以下7～12は、就農中いつでもご利用いただけます

7. 資材補助（御浜町独自の補助金です）

より品質のよいみかんを作るための資材について支援します。

補助金名	補助内容	助成金額
マルチ栽培補助金	新規マルチシート（点滴灌水を含む）の購入費	購入費の4/10 （10aあたり上限20万円）
穂木・苗木補助金	優良品種（みえ紀南1号・由良早生・早生）の穂木・苗木の購入費	●穂木購入費の5/10 ●苗木1本あたり300円
客土補助金	客土補助金	購入費の5/10 （1tあたり上限3,000円）

8. 獣害対策事業補助

補助金名	補助内容	助成金額
獣害対策事業補助金	獣害対策資材の購入費	資材購入金額の1/2（上限6万円）
	狩猟免許取得の費用	【銃】資材購入金額の1/2（上限5万円）
		【わな】資材購入金額の1/2（上限2万円）



9. 青年等就農資金（無利子融資）

- 【概要】** 日本政策金融公庫が取り扱う無利子の長期資金で、農業経営を開始するための機械・施設の購入などに利用できます。
- 【対象者】** 市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
- 青年（44歳以下）
 - 効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する方（64歳以下）等
- 【用途】**
- 施設・機械、果樹などの購入に必要な資金
 - 生産用施設・機械、農産物の加工処理施設、流通販売施設、観光農業施設などの費用
 - 農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括払い
 - その他経営費 等
- 【交付額】**
- 貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
 - 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
 - 貸付利率：無利子（借入れの全期間）
 - 担保・保証人：実質無担保・無保証人



10. 農業経営基盤強化準備金制度（税制度の支援）

【概要】 認定農業者の方などが計画的に資金を積み立てて機械などを取得する場合に活用できます。

※適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明・申告手続きについては農政局などにお問い合わせください。

【対象者】 目標地図の中心経営体である

- 認定農業者
- 認定新規就農者

【内容】 ●農業経営改善計画などに従って、経営所得安定対策などの交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に算入できます。

●積み立てた準備金を5年以内に取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械などの固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】 ●農用地
●農業用の建物・機械・設備など
※中古品は対象となりません。

お問合せ先：東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課
電話 052-201-7271



《経営のリスクに備えたい方への支援》

1.1. 収入保険

【概要】 全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

【加入できる方】 青色申告を行っている農業者(個人・法人)
※加入申請時に青色申告の実績が1年分必要です。

【対象収入】 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

【補填の仕組み】

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填します。
- 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。（任意加入）
※保険料は掛捨てですが、保険金の受取がない方は段階的に保険料率が下がっていきます。
- インターネット申請や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料（事務費）が割引になります。

お問合せ先：三重県農業共済組合
電話 059-224-0505



12. 果樹共済

【概要】 自然災害により作物の収穫量が減少した場合に共済金が支払われます。

【加入できる方】 下記の対象作物を栽培している方

【補償対象作物】 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、うめ 等

【補填内容】 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震および噴火を含む）による災害）、火災、病害虫および鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。

【特徴】

- 掛金の原則50%は国が負担します。
- 共済金の受取が少ない農業者の掛金は、段階的に下がっていきます。

お問合せ先：三重県農業共済組合

電話 059-224-0505

